

宿泊施設等管理者 様

北海道保健福祉部健康安全局地域保健課長

新型コロナウイルスに関連した肺炎に関する注意喚起の徹底について

本道の保健福祉医療行政の推進につきましては、日ごろから格別の御理解・御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、今後、道内においてさっぽろ雪まつり等の大型イベントが予定されており、多数の観光客が来道し宿泊施設を利用することが予想されることから、感染症のまん延を防止するため、咳エチケットや手洗い等、より一層の感染対策を実施いただくとともに、下記の内容について、徹底していただきますようお願いいたします。

記

1 宿泊者等への注意喚起

宿泊者に対し、武漢市から帰国・入国された方などで、咳や発熱等の心配な症状がある場合に申し出るよう注意喚起にご協力ください。

2 感染が疑われる宿泊者等を把握した場合の対応について

別紙1「宿泊施設等における新型コロナウイルスに関連した肺炎疑い患者が発生した場合の対応について」により対応をお願いします。

感染症・特定疾患グループ
担当：角、佐藤（博）、小山内
TEL：011-231-4111（内線 25-506）
FAX：011-232-2013

宿泊施設等における新型コロナウイルスに関連した肺炎疑い患者が発生した場合の対応について

R2. 1. 22 暫定版
北海道保健福祉部健康安全局

1 新型コロナウイルスに関連した肺炎の疑い例の定義

以下のⅠ、Ⅱを両方とも満たす

- Ⅰ 「発熱（37.5 度以上）」かつ「呼吸器症状を有している」
- Ⅱ 発症から 2 週間以内に、「新型コロナウイルスの患者（確定例）又はその疑いがある患者と必要な感染予防策なしで 2 メートル以内での接触歴がある」又は「武漢市への渡航歴がある」又は「武漢市への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある。

2 感染が疑われる宿泊者（以下、「該当者」という。）を把握した場合の対応

- ① 該当者に対し次のとおり指示する。
 - ・ 保健所の指示があるまで、宿泊部屋から出ないように依頼する。
※宿泊施設従業員は該当者の部屋には入室せず、電話で対応する。
 - ・ 保健所への情報提供について、承諾を得る。
- ② 管轄の保健所へ速やかに連絡を行う。
保健所職員が該当者から電話で聞き取り調査を行い、調査結果をもとに協議後、必要時には保健所から受診方法等を連絡する。

3 その他日常の感染症対策

風邪やインフルエンザが多い時期であることを踏まえ、咳エチケットや手洗い等、通常の感染症対策を行うこと。

現時点の情報を基に作成しておりますので、引き続き、関係情報にご注意ください。